

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240116	日進運輸 株式会社(法人番号5012401008401)代表者:岩船 一義	東京都三鷹市大沢4-10-13	本社	東京都三鷹市大沢4-10-13	輸送施設の使用停止(250日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月13日及び同年2月3日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	25	25
20240116	株式会社 K-ロジテック(法人番号1050001015108)代表者:石濱 佳秀	茨城県坂東市弓田1791-1	本社	茨城県坂東市弓田1791-1	輸送施設の使用停止(190日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月30日及び同年12月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	19	19
20240116	株式会社 フレンド(法人番号2011501012398)代表者:大東 洋一	東京都荒川区東日暮里5-36-5	本社	東京都荒川区東日暮里5-36-5-1F	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報に端緒として、令和5年2月14日、同年2月28日及び同年3月6日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	11	11
20240116	有限会社 東都運輸(法人番号4040002075917)代表者:昆 眞策	千葉県市原市泉台3-13-8	本社	埼玉県さいたま市緑区大字中野田63-2 2F205	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月10日及び同年11月14日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240116	丸み運送 有限会社(法人番号1011702011068)代表者:谷垣 征	東京都江戸川区西葛西8-9-5-203	北関東	群馬県高崎市菅谷町20-213	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年9月12日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20240123	有限会社 杉山流通機工(法人番号4011502009193)代表者:杉山 晴一	東京都荒川区南千住3-15-4	本社	東京都荒川区南千住3-15-4	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月1日及び同年2月14日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12
20240123	有限会社 エム・エー・オートサービス(法人番号7020002072260)代表者:松本 正一	神奈川県横浜市港北区富士塚2-14-16	本社	神奈川県横浜市港北区富士塚2-14-16	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月14日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
20240123	株式会社 竹田(法人番号6130001034672)代表者:竹田 勇一	京都府八幡市下奈良南頭1-1	北関東	埼玉県本庄市千代田2-3-16	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月14日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20240123	有限会社 SENSYO(法人番号6040002030655)代表者:千木良 真之	東京都八王子市左入町427-1	横浜	神奈川県横浜市旭区上川井町2031-5-201	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年9月14日及び同年9月26日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20240130	株式会社 K・R・C(法人番号8040001068703)代表者:鈴木 亮	千葉県柏市高田1416-2	本社	千葉県柏市高田1416-2	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月15日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)